

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	14 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年6月まで

私は、20歳となった平成8年\*月の時点では収入が無く、父に扶養されていた。国民年金に関しては、母親が加入手続に併せて保険料の免除申請をしてくれた。その翌年からは、毎年欠かさず、同様に免除申請を行い、16年9月に厚生年金保険の被保険者となるまで免除を続けた。申立期間のみが免除の記録になっていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が20歳になった平成8年\*月に、申立人には収入が無いことから、市役所の窓口で、申立人の国民年金の加入手続を行うと同時に、保険料の免除申請を行い、その翌年以降、16年まで、毎年欠かさずに免除申請の手続を行ったと強く主張しているところ、申立期間の前後となる8年\*月から14年3月までの期間及び15年7月から16年8月までの期間について、すべて保険料の免除期間とされている上、申立期間の前後において、申立人の仕事や住所に変更はなく、収入状況及び生活状況に特段の変化は認められない。

また、申立人は、免除に係る申請について、手続そのものは母親に任せていたとするものの、申請前には母親から必ずその旨の報告を受けており、免除申請に対して承認通知のハガキが届いていたこと、承認通知が届くまでに納付書が届いており、承認を受けた場合はその納付書は廃棄していたことなど、一連の事務手続について具体的に記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年8月から9年3月までの期間及び10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から平成9年3月まで  
② 平成10年3月

昭和61年9月に、自宅に市役所の男性職員が二人来て、私が申立人の母親であることを確認し、「成人になったら年金を納めることになっているのに息子さんは納めていない。納めるのは親の責任でしょう。できるだけ早く市役所に来て下さい。」と強い調子でなじるように言った。暑い日中、玄関前で近所に聞こえるような大きな声で言われて頭に血がのぼり、屈辱感を覚えたことを今でも忘れることはできない。翌日、市役所へ出向き、7月からの未納分の納付書を作成してもらった。納付できる時間内に銀行へ行くのは難しく、1年分の前納を申し出たところ、「それはできないが、来れるときに来れば未納月を調べてまとめて納められる。」と言われた。

その後、保険料の納付については、市役所を年に何回か訪問して納付書を作成してもらい、母親である私自身が未納期間が生じないように保険料を納付してきた。息子は、高校入学の年に登校中、事故に遭い、背骨を複雑骨折し、その後遺症で体調が思わしくなく、これまで勉学、就労に困難を伴い、今も腰ベルト等の助けを借りて働いている。息子がそのような状況であるため、私が亡くなってからのことも心配で、できるだけ事はしてやりたいとの思いがある。このことから、発行された納付書については、漏らすことなく、絶対に納付してきた。未納とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和61年7月から平成8年7月までについて、申立人

の母親は、昭和 61 年 9 月に市役所職員の訪問による加入勧奨を受けて、翌日、市役所の窓口で加入手続を行ったと主張しているが、市によると、この当時は、文書を郵送することにより加入勧奨を行っており、職員が戸別に訪問して加入勧奨を行うことは考え難いとしている上、市が保管する申立人の届出履歴照会の記録によると、申立人の加入手続は、平成 9 年 3 月 12 日に新規に行われ、その際に、申立人が厚生年金保険の被保険者とされていた期間を除き、申立人が 20 歳に到達した昭和 61 年 7 月にさかのぼって国民年金の被保険者期間とする事務処理が行われた旨の記録が確認できる。したがって、この時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、平成 7 年 12 月から 8 年 7 月までの期間については、市の届出履歴照会の記録によると、申立人が厚生年金保険の被保険者とされていた期間である旨の記録が確認できることから、市が納付書を発行したとは考え難い。また、申立人の母親が昭和 61 年 9 月ごろに申立人の加入手続を行い、申立人に係る基礎年金番号とは別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和 61 年 7 月から平成 8 年 7 月までについては、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間①のうち、平成 8 年 8 月から 9 年 3 月までについては、申立人の母親は、「保険料の納付については、市役所を年に何回か訪問して納付書を作成してもらい、私自身が未納期間が生じないように保険料を納付してきた。息子は、高校入学の年に登校中、事故に遭い、背骨を複雑骨折し、その後遺症で体調が思わしくなく、これまで勉学、就労に困難を伴い、今も腰ベルト等の助けを借りて働いている。息子がそのような状況であるため、私が亡くなったからのことも心配で、できるだけ事はしてやりたいとの思いがある。このことから、発行された納付書については、漏らすことなく、絶対に納付してきた。」と強く主張しているところ、上記のとおり、申立人の加入手続は、9 年 3 月 12 日に行われたことが確認できることから、当該期間については、現年度納付が可能な期間であり、保険料が納付されていると考えるのが自然である。

また、申立期間②については、1 か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みである上、オンライン記録によると、その直前の平成 9 年 4 月から 10 年 2 月までの保険料を申立期間②の途中である 10 年 3 月 26 日に一括納付している記録が確認でき、一括納付を行った当月である申立期間②についても納付書が発行されたものと考えられることから、当該期間が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 8 年 8 月から 9 年 3 月までの期間及び 10 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年11月から7年3月までの期間及び8年12月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から7年3月まで  
② 平成8年12月から9年3月まで

平成7年10月に結婚したが、私が国民年金に加入していなかったことに妻が気付き、妻が加入手続を行った。申立期間①については、過去にさかのぼって保険料を納付したいと市役所に申し出て、冊子になった納付書を取り寄せ、家計は決して楽ではなかったが、1か月ごとに納付し続けた。そのころの保険料額は、1万300円か1万800円あるいは1万1,800円だったと思う。

申立期間②について、私が勤めていた会社の社長が突然行方不明になり、必然的に失業状態になった。しかし、妻も働いていたので、その給料の中から保険料を納付した。

二人で必死に働いて震災を乗り越え、後から納付したものが未納となっていることを知った時は、本当にかく然とした。領収書も処分してしまった今となっては、証明できるものも無い。申立期間以外の記録や妻の年金記録からも分かるように、本当に真面目に納付してきた。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成5年11月から7年3月までの期間について、申立人の妻は、申立人に国民年金への加入を勧奨し、市役所で申立人の加入手続を行うとともに、過去の未納期間の保険料について納付を行いたい旨申し出て、送付された納付書により、順次納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、7年12月に払い出

されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、当該期間については過年度納付することが可能な期間である上、申立人の妻がさかのぼって1か月ごとに納付したとする金額は、申立期間の保険料額と概ね一致しており、当該期間の保険料が過年度納付されたと考えても不自然ではない。

また、申立期間②については、オンライン記録によると、申立期間②の直後の平成9年4月から同年8月までの期間の保険料が、その後の申請免除(16年2月に追納)の期間である9年11月から10年3月までの期間に、1か月ごとに納付されていることが確認でき、当面の保険料納付について免除を申請した上で、過去に未納期間が生じないように配慮して保険料を納付していることがうかがえることから、納付書が発行されていたと考えられる申立期間②(4か月)の保険料が未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①のうち、平成5年8月から同年10月までの期間については、上記のとおり、申立人の妻が加入手続を行ったと推認される時点において、時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年11月から7年3月までの期間及び8年12月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成16年9月から17年8月までは44万円、同年9月から18年5月までは47万円、同年6月は62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の24万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、16年9月は44万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月は44万円、17年1月は41万円、同年2月は44万円、同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月から同年10月までは44万円、同年11月は47万円、同年12月は44万円、18年1月は62万円、同年2月は56万円、同年3月は59万円、同年4月は56万円、同年5月及び同年6月は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から18年7月1日まで

私は、平成16年9月1日にA社に入社したときから、厚生年金保険標準報酬月額が24万円となっていたが、20年8月8日に事業主から標準報酬月額訂正届が出され給与支給額に準じた標準報酬月額に訂正されている。しかし、16年9月から18年6月までは、時効により標準報酬月額の差額は給付に反映されないと言われたので、将来の年金につながるよう訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A社における申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初24万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成20年8月に、事業主から厚生年金保険被保険者資格

取得報酬訂正届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎訂正届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が提出され、16年9月から17年8月までは44万円、同年9月から18年5月までは47万円、同年6月は62万円にそれぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、A社及び申立人が提出した申立期間に係る給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書から、平成16年9月は44万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月は44万円、17年1月は41万円、同年2月は44万円、同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月は47万円、同年7月から同年10月までは44万円、同年11月は47万円、同年12月は44万円、18年1月は62万円、同年2月は56万円、同年3月は59万円、同年4月は56万円、同年5月及び同年6月は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、適切に手続を行っていなかったことを認めており、申立てに係る厚生年金保険被保険者資格取得報酬訂正届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎訂正届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成20年8月に社会保険事務所（当時）に提出したことが確認できることから、当初、事業主は、訂正前の標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を平成12年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月1日から同年8月1日まで

私は、A社で平成10年12月1日から12年7月31日まで勤務したが、年金記録を確認したところ、勤務期間のうち同年3月1日からの記録が無いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年12月1日から12年7月31日までA社で勤務していたとしているが、オンライン記録によると、同年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したとされている。

しかしながら、申立人から提出された預金口座の出入金記録において、当該事業所からの給与とみられる振込みが、平成10年12月から12年7月まで毎月末に行われていたことが確認できる。

また、A社の複数の元同僚が、「申立人は申立期間当時、当該事業所で勤務していた。」と証言しており、当該事業所の元事業主も、「申立人は確かに当社に勤務していた。取引先企業へ出向させたが、同社から移籍の申込みがあり、その後同社へ完全に移籍（平成12年8月1日）するまで当社から給与を支給していた。」と供述している。

また、A社の当時の経理・社会保険事務の担当者が、「申立人の在籍期間中、毎月の給与から保険料を控除していたことは間違いない。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が申立期間に当該事業所で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成12年2月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月、同年5月、同年7月及び同年8月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成2年4月、同年5月、同年7月及び同年8月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から2年12月1日まで

私は、平成元年7月から2年11月までA社において勤務していたが、私の当該期間の標準報酬月額について、事業主により不当に低く届出が行われていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成2年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年9月1日までの期間について、A社が保管する申立人に係る給与明細書を見ると、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回って相違している。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社が保管する申立人に係る給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成2年4月、同年5月、同年7月及び同年8月は11万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成元年7月1日から2年4月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を超えているか、又は一致していると認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年2月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人は、申立期間のうち、38年10月1日から39年2月29日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日を39年2月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月21日から同年4月1日まで  
② 昭和38年4月1日から同年7月1日まで  
③ 昭和38年10月1日から39年2月29日まで

私は、B社を退職直後の昭和38年2月6日にC事業所に臨時職員として入社し、同年4月1日から39年1月15日までの間、D事業所で臨時職員として勤務後、引き続きE事業所の在籍中に正社員として採用されたが、臨時職員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人は、D事業所に勤務し、昭和39年1月16日からはE事業所に勤務したとしているところ、D事業所が保管する辞令簿及び申立期間③当時のE事業所長の証言から判断すると、当該期間において、申立人がD事業所及びE事業所に勤務していたものと認められる。

また、オンライン記録によると、D事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できず、E事業所は、平成10年10月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認でき、申立期間③当時は両社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。しかし、F社A事務所によると、「当時の厚生年金保険の加入については、事業所ではなく、事業所を管轄する事務所において一括して適用事業所となっていた。」とし

ており、申立期間③直前の昭和 38 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について申立人の A 事務所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人の A 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和 38 年 7 月 1 日に資格取得した旨の記載はオンライン記録どおり確認できるものの、資格喪失日（オンライン記録では同年 10 月 1 日）については、その記載は確認できず、資格喪失日が 39 年 3 月 25 日であることが確認できる。このことについて、社会保険事務局（当時）は、「厚生年金保険被保険者原票において資格喪失日が確認できないにもかかわらず、オンライン記録において 38 年 10 月 1 日と記録されていることについては不明であるが、資格喪失日の手続については、事業所からの被保険者資格の得喪等に係る届出を管轄社会保険事務所が処理した後、約 1 か月後に行われるものであり、申立人のように資格喪失日が 38 年 10 月 1 日の場合の進達日が喪失日から約 6 か月後の 39 年 3 月 25 日となることは考え難い。」としている。

加えて、F 社 G 支社によると、「申立期間③当時の人事記録等の資料は残っていないものの、一度厚生年金保険に加入させた者を勤務内容等の変更が無いにもかかわらず、途中で喪失させるようなことは考え難い。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は昭和 39 年 2 月 29 日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められ、かつ、申立期間③については、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、A 事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている、申立人と同時期に入社した同年代の女性従業員の標準報酬月額の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間①及び②については、申立人は、昭和 38 年 2 月 6 日から B 事業所に、同年 4 月 1 日から C 事業所にそれぞれ臨時職員として勤務していたところ、両社が保管する辞令簿によると、申立人は昭和 38 年 2 月 6 日から同年 3 月 31 日まで B 事業所に、同年 4 月 1 日から C 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F 社 A 事務所によると、臨時職員の中で雇用期間が 2 か月間を超えると判断された者に対しては雇用保険及び社会保険に加入させることはあったが、すべての者では無かったとしている上、申立期間①及び②に係る人事記録等の資料は既に廃棄しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の有無については確認できないとしている。

また、申立期間①及び②において、申立人が記憶する B 事業所及び C 事業所の元同僚については、申立人より年長者で、共済組合員であったとしてお

り、連絡先が不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和38年7月1日に被保険者資格を取得した旨の記載が確認できるものの、同原票において申立期間①及び②に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 21 日から 31 年 6 月 21 日まで  
② 昭和 31 年 6 月 21 日から 35 年 4 月 21 日まで

私は、昭和 29 年 3 月から 35 年 4 月までの間、A 社及び B 社において勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、その間の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を 36 年 6 月 22 日に受給したとされており納得できない。また、結婚後は県外に転居したため、脱退手当金の請求のために C 社会保険事務所（当時）まで赴くということは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 36 年 6 月 22 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 35 年 5 月 \* 日に婚姻し、改姓しており、その約 1 年 1 か月後に脱退手当金の支給決定がなされているが、B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名はいずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和40年9月16日、資格喪失日が平成8年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月31日から同年4月1日まで

平成14年1月25日に、私のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が訂正されたが、申立期間については、年金額の計算対象となっていないため、第三者委員会で処理を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録のうち、平成8年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B社の事務担当者は、「当時、申立人が関係会社に転出した際に、事務手続のミスにより資格喪失日の間違いが生じた。その後、誤りに気付いて平成14年1月に訂正の届出を提出したが、時効により保険料を納付することができず、このような事態となった。」と供述している。

また、雇用保険の記録及びA社の労働者名簿から、申立人が同社を退社したのは平成8年3月31日であると確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、A社に昭和40年9月16日から平成8年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成8年2月のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和27年4月1日にC社（現在は、A社）に入社し、平成4年9月1日までの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録、申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社において昭和27年4月1日から平成4年9月1日までの間、継続して勤務し（昭和31年11月1日に同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付を確認できる当時の資料が残っていないため不明であるとしているが、事業主が申立人に係る資格喪失届を昭和31年11月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と記録することは考え難いことから、申立人については、事業主が同年10

月 31 日に資格喪失したとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料についての納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間における保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年12月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年5月10日に同資格を喪失、及び同日に同資格を再取得し、25年8月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間のうち、23年12月15日から25年8月21日までの期間については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年12月から24年4月までを5,100円、同年5月から25年7月までを8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年12月15日から31年10月30日まで

昭和22年9月1日からA社に勤務した。勤務地はB社の建物の中にあり、途中でC地区に勤務地が変わった。そこで、いったん退職はしたが、再度入社し、31年10月30日まで勤めた。年金記録に疑義があり、調査審議を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和23年12月15日から25年8月21日までの期間については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、A社における被保険者期間（23年12月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得、24年5月10日に同資格を喪失、及び24年5月10日に同資格を取得、25年8月21日に同資格を喪失）で基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和23年12月から24年4月までは5,100円、同年5月から25年7月までは8,000円とすることが妥当である。

一方、昭和25年8月21日から31年10月30日までの期間については、オンライン記録によると、当該事業所は26年4月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、元従業員の一人名は、「A社は26年4月に倒産している。唯一、D地区にあった工場で、新経営者において、E

社として引き続き業務をすることとなった。私も一時期、同社で勤務していた。同年4月以降、A社で勤務している者はいないと思う。」と証言している。

また、複数の元従業員からは、申立人が当該期間において勤務していたこと、及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

さらに、E社に対し、A社の資料の有無について確認したが、「別会社であるため当該事業所の資料は残っておらず、また、E社における申立人に係る記録も見当たらない。」との回答を得た。

加えて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和36年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月16日から同年9月21日まで

私は、A社に継続して勤務していたのに、同社D出張所から同社C出張所へ転勤となった昭和36年8月16日から同年9月21日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。その間も保険料は継続して控除されていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「在職証明書」及び「従業員カード」（人事記録）並びに申立人に係る雇用保険被保険者記録により判断すると、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務（昭和36年8月16日に同社D出張所から同社C出張所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C出張所に係る昭和36年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主における納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から55年9月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和43年\*月に国民年金の加入手続きを行い、私が61年7月に結婚するまでは、私の国民年金保険料を納付してくれていた。

私は、結婚した時に、母親から年金手帳を渡され、「20歳の時から保険料を納付しているのので、その後は自分で納付を続けなさい。」と言われたのを覚えており、年金記録において、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和57年11月8日に申立人の弟夫婦と連番で払い出されていることが確認できるため、申立人の国民年金の加入手続きはこのころに行われたものと推認できる。この時点では、申立期間の国民年金保険料については時効により納付することができず、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録及び市役所が保管する国民年金被保険者資格取得届によると、申立人及び申立人の弟の妻については、申立期間直後の昭和55年10月から57年3月までの18か月分の保険料がさかのぼって納付されていること、及び申立人の弟については、同年11月から保険料の納付が開始されていることが確認できることからみても、申立人及びその弟夫婦は、同年11月ごろに初めて国民年金に加入したものと考えられる。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者資格取得届等によると、申立人の両親の同手帳記号番号は、昭和53年8月8日に連番

で払い出され、両親共に36年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付していることがうかがえることから、申立人の母親は、43年6月時点では国民年金に加入しておらず、国民年金に加入していない申立人の母親が、申立人についてのみ国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の母親も当時の記憶が定かではない上、申立人及びその母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年12月まで

私の母親は、当時、家事手伝いをしていた私の老後のことを心配して、昭和54年4月にA町役場で私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚する61年6月まで、国民年金保険料を両親の分と一緒に納付してくれていた。結婚に際して母親は、今までの保険料はすべて納付してあると言って、私に国民年金手帳を渡してくれた。

両親の国民年金保険料は納付済みで、私の分だけが未納ということは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳には、国民年金手帳の交付年月日は昭和59年4月14日と記載されており、申立人はこの時に国民年金に加入したことが確認できる。この時点では、申立期間の国民年金保険料については時効により納付することができず、上記の被保険者台帳によると、申立期間の直後の、時効にかからない57年1月から59年4月までの国民年金保険料については、同年5月23日に過年度納付していることが確認できる。また、同年4月より前に、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和54年4月から55年10月までの期間については、申立人の住民登録はB市にあるため、申立人の母親がA町で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付できたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の母親も当時の記憶が定かではない上、申立人及びその母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年6月までの期間及び58年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年6月まで  
② 昭和58年1月から同年5月まで

私は昭和62年4月に結婚し(婚姻届日は同年5月\*日)、A市からB市に転居した。62年12月4日に、同年4月分の国民年金保険料を納付するためにB市役所C出張所に行った際、窓口の担当者から、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納であることを知らされた。「今なら納付できる。」と説明を受けたので、数日後に、改めて同出張所で申立期間の国民年金保険料を納付した。

納付したはずの国民年金保険料が、年金記録では未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、昭和62年12月にB市役所C出張所で納付したと主張しているが、この時点では、当該期間の国民年金保険料については時効により納付することができない上、B市役所は、「市役所(出張所を含む。)で収納する国民年金保険料は現年度分のみであり、過年度分については、時効にかからない期間について納付書を発行することはあっても、保険料を収納したとは考えられない。」としている。

また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金被保険者資格を昭和56年3月27日に喪失し62年4月1日に再度取得するまでの73か月間(申立期間①及び②を含む。)、継続して国民年金については未加入となっている。さらに、D共済組合E支部及びF事業団に照会した結果、申立人は、当該73か月のうち、申立期間①の直前の10か月と申立期間①及び②の間の6か月はD

共済組合に、申立期間②の直後からの46か月についてはG共済組合に、それぞれ加入していたことが確認できた。しかしながら、これらの共済組合加入期間については、62年12月当時、市役所や社会保険事務所（当時）では、被保険者本人からの申告が無い限り、把握できなかったことであり、B市役所C出張所の職員が、国民年金被保険者資格が無かった申立人に対し、共済組合加入期間と共済組合加入期間の間となる申立期間①及び②について国民年金保険料の納付を勧奨し、保険料を収納したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から11年2月までの期間、同年5月及び同年6月並びに15年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年6月から11年2月まで  
② 平成11年5月及び同年6月  
③ 平成15年6月及び同年7月

私は、平成7年6月に就業していた会社を退職し、市役所へ国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金についても加入の意向を確認されたが、「加入は強制でない」と案内されたことから、加入を見送った。

その後、婚姻に伴い、市役所で、婚姻届、転居届などを提出した際、国民年金の加入手続を併せて行った。時期は定かではないが、同市の住所に、1年に1度、1年分の納付書が郵送で届くようになり、申立期間①については、期別毎に、同市内の金融機関で期限内に納付し領収書を受け取っていた。

申立期間②については、元夫の退職に伴う年金の変更手続を元夫が行い、また、申立期間③については、自分の退職に伴う年金の変更手続を自分自身が行い、それぞれ、納付書が届いたら必ず保険料を納付していた。

年金記録問題が起こり、インターネットで年金記録を確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かった。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付しているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年1月\*日の婚姻に伴い、市役所で、婚姻届、転居届などを提出した際、国民年金の加入手続を併せて行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対する同手帳記号番号の払出しが確認できないことから、申立人が国民年金の加入手続を行った時点は、基礎年金番号制度が施行された9年1月1日以降と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人は、保険料の納付方法について、送付されてきた納付書により必ず納付していたとする以外の具体的な記憶は無く、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から50年3月まで

私が20歳になったとき、亡き実母が私の将来のために必要ということで手続きを行い、保険料を私が結婚するまで納付してくれていた。記録を見ると、その実母と実父が納付済みになっているにもかかわらず、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

昭和45年11月の結婚後は、自宅最寄りの信用金庫の窓口で自ら定期的に納付し、領収書をもらいました。領収書は紛失しているが納付している記憶があり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、結婚するまでは母親が、結婚後は申立人自身が国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和50年7月16日に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうちの昭和45年11月以降における国民年金保険料を、自宅に送付された納付書により納付したとしているが、市によると、納付書による国民年金保険料の現年度納付の取扱いが開始されたのは47年4月以降である上、信用金庫において国民年金保険料を納付することができるようになったのも同時期からであるとしており、申立内容と相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 8 月までの期間及び同年 11 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から同年 8 月まで  
② 昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月まで

私の父が、昭和 63 年 4 月に銀行で私の国民年金の加入手続を行い、私の保険料をその銀行でお金を引き出し、最初に 1 年分の保険料をまとめて 10 数万円を納付し、その後も保険料を納付していたのに、未納や未加入となっている期間があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているところ、申立人の父親は、昭和 63 年 4 月に、申立人に係る国民年金の加入手続を銀行で行い、その銀行で 10 万円以上を支払い、銀行員に「これで、大丈夫。」と言われたと証言しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 5 月 23 日に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立人の父親の証言とは相違がみられる上、申立人は国民年金に係る年金手帳について、現在所持する年金手帳（3 年 5 月 23 日に払い出された国民年金手帳記号番号のもの）以外にもらっていないことから、3 年 5 月以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 3 年 5 月時点では、申立期間①及び②の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、申立人の父親には過年度納付を行った記憶も無い。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保

険料の納付に関与していない上、申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から63年4月まで

私は、昭和60年に結婚し独立したことにより、その時から国民年金に加入するようになり、今日まで一度も滞納することなく保険料を納めてきた。

平成19年に送られてきたねんきん特別便を確認したところ、昭和60年12月から63年4月までの保険料が未納とされていることが分かった。私は一度も滞納することなく保険料を納めてきたのに、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年11月の結婚を契機に国民年金に加入し、以後、国民年金保険料を納付書又は口座振替により納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は63年3月に払い出されていることが確認でき、申立人の記憶と相違する上、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料が納付できない期間である。

また、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付したことは無いとしている上、昭和60年12月ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年5月まで

申立期間について、私は海外留学中の学生であったが、常々実父が、「学生であって日本に居なくても、お前の税金や年金まで払わないといけない。」と言っていたのを記憶しているので、未納期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年6月1日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間に係る国民年金手帳を所持していた記憶も無いとしている上、保険料を納付したとする申立人の父親からは証言が取れないとしており、申立期間当時の納付状況について確認できない。

さらに、申立人の父親及び弟については、国民年金の加入期間が全く無く、申立人の父親が申立人の国民年金の加入届出のみを行ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から62年3月まで

私の父親には、「国の年金制度は破綻しないことから、一番安心して頼れる制度である」との持論があり、母親が、私が20歳になった時から、私名義の銀行口座から国民年金保険料を口座振替で納付していた。ところが、年金記録では、申立期間について、保険料が未納とされていることを知った。現在、母親は、病床にあり、私の保険料の納付についての証言もできず、納付していたことを証明できる資料も見つからないが、必ず納付していたはずである。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳となる昭和58年4月に、その母親が、国民年金への加入手続を行い、その後の保険料については、申立人名義の銀行口座から口座振替により納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、62年5月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人の母親が58年4月ごろに申立人の加入手続を行い、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の申立人名義の銀行口座は、申立期間以降の昭和62年4月\*日に開設されたことが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 4 月まで

私の国民年金保険料については、父親が、当時集金に来ていた A 町 B 地区自治会長に、父親自身の保険料と一緒に納付していた。

年金記録によると、申立期間の 4 か月以外にも 1 か月の空白期間があるが、父親が、1 か月ならともかく、4 か月分も納付することを忘れていたとは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 9 月 1 日に社会保険事務所（当時）で払い出されているものの、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険への加入に伴い、56 年 12 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を喪失しており、57 年 12 月 16 日に同資格を再取得するまでの間、厚生年金保険被保険者期間を除くと、申立期間及び昭和 57 年 6 月は、国民年金の未加入期間となっていることが確認でき、申立期間については、制度上、国民年金保険料を納付することが困難である。

また、申立期間当時、A 町では、集金人による国民年金保険料の徴収が行われていたものの、集金人が、国民年金被保険者資格が無い申立人に係る国民年金保険料を徴収していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親からも、納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

加えて、オンライン記録によると、申立人の昭和 56 年 2 月に係る納付済みの国民年金保険料については、当該期間が厚生年金保険加入期間であったことから、後に還付されていることが確認できる。しかし、申立人の年金記録において、当該期間のほかに、国民年金保険料が還付された記録は確認できないこ

とから、昭和 56 年 12 月 1 日付けの国民年金被保険者資格喪失から 57 年 12 月 16 日に同資格を再取得するまで、すなわち、56 年 12 月 1 日から 57 年 1 月 31 日までの厚生年金保険加入期間（1 か月）、同日から同年 5 月 1 日までの国民年金未加入期間（申立期間の 4 か月）、同日から同年 6 月 26 日までの厚生年金保険加入期間（1 か月）、同日から同年 7 月 26 日までの国民年金未加入期間（1 か月）、同日から同年 12 月 16 日までの厚生年金保険加入期間（5 か月）と続く 12 か月間を通じて、申立人の国民年金保険料は、納付されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社からB社に約1年間の雇用契約で派遣されていた。雇用契約期間の最終日である平成16年7月31日は土曜日で同社の公休日のため、実際の勤務は同月30日までであったが、雇用契約は同年7月末までなので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年8月1日が正しいと思う。資格喪失日を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「業務請負スタッフ雇用契約書」及び申立人の供述によると、当該契約上、申立人の就業日は、原則として月曜日から金曜日までの5日間で、土曜日は派遣先の会社の都合で勤務することがあるとされていたが、同社の現在の担当者は、「雇用契約期間の終了月の平成16年7月は、同月31日がB社の工場の公休日に当たり、その前日の同月30日が申立人の最終勤務日であったため、当社はその翌日（同年7月31日）を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出た。」と供述している。

また、申立人から提出された平成15年分の所得税の確定申告書等から、A社では、厚生年金保険料を翌月に支給する給与から控除していたことが確認できるところ、同社から提出された申立人に係る賃金台帳により、16年8月12日に申立人に対して支払われた最終の給与から、同年7月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 36 年 8 月 31 日まで

私は、昭和 30 年 10 月から 36 年 8 月までの間、A社において勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、その間の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を同年 12 月 28 日に受給したとされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 12 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社を退職した時期と同時期の昭和 35 年 1 月から 37 年 12 月までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有していた者は申立人を含め 6 人確認できるが、このうち、申立人を含む 5 人について脱退手当金の支給記録があり、全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できるほか、当時の事業主の親族は、「退職時に脱退手当金に関する説明及び代理請求を行っていたのではないかと思う。」と回答していることなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月ごろから平成 4 年 1 月 5 日まで  
私は、昭和 62 年 11 月ごろ A 社に入社し、昇進しているため、厚生年金保険被保険者記録が欠落しているはずは無く、納得できない。よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人は昭和 62 年 11 月 4 日から平成 8 年 10 月 20 日まで A 社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同日（平成 4 年 1 月 6 日）である元同僚は、「B 職に就いた時から社会保険に加入した。」としている上、複数の元同僚が、「当該事業所における社会保険の加入は本人の希望により手続が行われていた。」と証言していること等から、当該事業所においては、入社当初からすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったと考えられる。

また、申立期間当時の給与計算担当者は、社会保険に加入していない者の給与から社会保険料を控除していなかったと供述している。

さらに、申立人が記憶している元同僚 16 人（当時の代表取締役及び取締役を含む。）のうち、所在が確認できた 12 人（当時の代表取締役及び取締役を含む。）に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、9 人（取締役を含む。）から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立期間に申立人の記録は確認できない上、整理番号の欠番等は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月20日ごろから35年8月30日ごろまで  
私は、申立期間当時、A社又はB社で、C職員の指導のもと、見習いとして勤務していた。いとも同じ事業所で勤務していたことを記憶しており、勤務していたことは間違い無いので調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の元従業員9人に照会したところ、そのうちの一人が、申立人が同社で勤務していた旨(ただし、勤務期間は不明)を証言しているものの、残り8人(当時の事務担当者一人を含む。)からは同様の証言を得ることができず、申立人の勤務状況を確認することができない。

また、申立人が記憶しているC職員については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録があることを確認できるところ、当該C職員は、「申立人のことは覚えていない。私は、社会保険の加入を条件にB社に入社した。」と証言しており、被保険者名簿によると、当該C職員は当該事業所において昭和34年5月4日に被保険者資格を取得していることが確認できる。しかしながら、申立人は、「入社時(33年9月)に当該職員は既に在籍していた。」旨を供述しており、当該C職員の証言等と異なるため、申立人の勤務時期を特定することができない。

さらに、複数の元従業員の証言から、B社で当時勤務していた者でも被保険者記録の無い者や、夫婦が一緒に勤務していたにもかかわらず、いずれか一方の記録が無い者、又は資格取得時期が入社と同時でない者がいたことがうかがえることから、当該事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたわけではなかったものと考えられる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人のい

とこの被保険者記録は確認できるものの、申立人の被保険者記録は確認できない。

また、A社の元従業員一人は、「会社の近くから通っていたD氏という人なら知っているが、申立人とは違う人だと思う。また、C職員は創業者の社長一人しかおらず、申立人が記憶するような人はいなかったと思う。」と証言しているほか、複数の元従業員も「申立人のことは記憶にない。」と供述している上、申立人のいとはこと連絡をとることもできなかったため、申立人の勤務状況については確認できない。

このほか、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見られない上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 15 日から同年 5 月 20 日まで

私は、昭和 28 年 6 月から 30 年 4 月まで A 社で正社員として勤務していた。途中辞めた記憶が無いのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 29 年 1 月 15 日に同社における被保険者資格を喪失し、同年 5 月 20 日に同社において同資格を再度取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

また、上記被保険者名簿によると、申立人が当該事業所において再度資格を取得した際の厚生年金保険番号（以下「再取得時番号」という。）が、最初の資格取得時の同番号と異なっていることが確認できるが、再取得時番号は申立人が当該事業所に在籍する以前に在籍していた B 社において取得していた番号であり、A 社では知り得ない番号であったとみられ、申立人が、当該事業所で被保険者資格を再取得する際に、自身で当該事業所の事務担当者に再取得時番号を提示したものと考えられる。

さらに、上記の被保険者名簿を見ると、申立人の当該事業所における最初の資格喪失日（昭和 29 年 1 月 15 日）の記入欄の隣（備考欄）には、健康保険証を返納したことを示す「証返」の記載が確認できる上、申立期間において、健康保険の番号には欠番が無く、記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、当該事業所は現存せず、元事業主も既に死亡しており、申立人が記憶する元同僚は、死亡又は住所不明のため調査はできない上、上記の被保険者名簿により申立期間当時に当該事業所で被保険者であったことが確認できる 13 人に照会したが、証言が得られないため、申立人の申立期間における勤務

状況等について確認することができない。

また、申立人が記憶している元同僚の一人（前の職場も同じ。）は、申立人とほぼ同じ期間、A社における厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 8 月 1 日から 22 年 7 月 31 日まで  
② 昭和 22 年 8 月 1 日から 23 年 12 月 15 日まで

昭和 21 年 8 月から A 社に勤務し、22 年 8 月から B 社に名称を変更した同社に引き続き勤務し、43 年 4 月末に退職したが、入社日から 23 年 12 月 15 日までの期間の年金記録が空白となっている。調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の詳細な証言及び申立人から提出された昭和 29 年 1 月 20 日付けの勤続 6 年 6 か月と記載された記念品贈呈状により、申立人は A 社に少なくとも 22 年 7 月 20 日から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「社会保険事務所（当時）の記録は届出どおりである。」と回答している上、当該事業所から提出された昭和 21 年 6 月 1 日からの年金台帳によると、申立人は 23 年 12 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39 年 1 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間において申立人の氏名は記載されていない上、整理番号に欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、当該名簿により、名前と所在の確認ができた元従業員 8 人に照会を行ったところ、申立人が名前を記憶していた一人を含む 3 人は、「申立期間当時は、試用期間があった。」と回答しており、そのうち二人は、「1 年ぐらいの試用期間であった。」としている。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から

厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 15 日から 37 年 3 月 6 日まで

私は、昭和 36 年 9 月中ごろから、兄と一緒に当時 A 社 B 工場内にあった C 社に勤務し退職したと記憶しており、オンライン記録によると、兄や同僚の厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、私の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について C 社において申立人の兄と一緒に継続して勤務していたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の兄の同社に係る申立期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できる上、申立人の兄は、申立人と一緒に同社で勤務していたと供述している。

しかしながら、商業登記簿によると、C 社は昭和 49 年 10 月 \* 日に解散登記がなされており、元事業主の所在も不明であるため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票によると、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 33 年 4 月 1 日から申立期間を含む 37 年 9 月 25 日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に、申立人の兄の氏名は確認できるものの、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人が記憶する元同僚及び申立期間に C 社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員二人から聞き取り調査を行ったが、3 人とも申立人を記憶していないと供述しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月ごろから 37 年 12 月ごろまで

私は、亡姉の紹介でA社（現在は、B社）に昭和 36 年 8 月ごろから 37 年 12 月ごろまで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 8 月ごろから 37 年 12 月ごろまでの間における、A社での勤務状況を詳細に記憶し、当時の社員旅行の写真を所持していることや、B社が保管する、従業員で結成された親睦会の会誌において、同会結成時の 37 年 11 月 22 日時点で申立人の氏名が確認できることなどから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社によると、申立期間当時の状況が確認できる資料としては上記の会誌以外残っていないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、上記の会誌により氏名が確認でき、連絡先が判明した元上司及び元従業員 10 人から聞き取り調査を行ったが、申立人の名前を記憶しているとする元従業員二人からの証言は得られたものの、「勤務していた期間については不明である。」としており、元上司及び他の元従業員は、「申立人を記憶していない。」としているなど、申立人のA社における勤務状況について具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間においてC係として元同僚の運転する車に同乗して働いていたと主張しているが、オンライン記録によると、当該元同僚のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は昭和 37 年 4 月 10 日から同年 9 月 25 日までの記録であることが確認でき、申立人の主張と相違しており、また当該元

同僚については連絡先が確認できなかった。

加えて、A社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和32年3月1日から38年5月21日までの間において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間において健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 1403

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで  
私は高校を卒業後、A社に昭和 31 年 3 月 1 日に入社し、34 年 4 月 1 日まで勤めたが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間の後の昭和 34 年 5 月 1 日であり、申立人が記憶していた元同僚 6 人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日はともに同日であることが確認できる。

また、元同僚二人はいずれも「厚生年金保険の適用事業所となる前に、給与から保険料が控除されることはなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 1404

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月から同年 9 月まで

昭和 31 年 12 月から 32 年 1 月まで A 機関でアルバイトとして勤務した後、同社の臨時職員として同年 3 月 31 日まで勤務した。さらに、新年度（昭和 32 年度）に入ってから 3 か月単位で任期の更新が 3 回あったが、同年 10 月 16 日に、B 機関に採用されることが決まったので、A 機関を退職した。同機関に臨時職員として採用されたとき、年金カードを保険証と共に受け取り、将来必要だから大事にするようにと言われた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 機関が保管する辞令簿及び申立人が所持する履歴書により、申立人が申立期間当時、A 機関で臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 機関が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間の後の昭和 35 年 11 月 1 日であり、同日に被保険者資格を取得している元職員（36 年 10 月の正式採用後は共済年金に加入）は、「34 年 10 月に A 機関に入社した。最初は、2 か月の期間雇用の契約で勤務し、期間満了後は 1 週間から 10 日間の期間を空けて再契約するような形態で勤務しており、社会保険には加入していなかった。したがって、入社当時は健康保険証を受け取っておらず、給与から厚生年金保険料も控除されていなかった。」と証言している。

また、A 機関は、「臨時職員の人事記録は保管されておらず、賃金台帳等は保存期間経過により廃棄しており、採用の辞令簿のみ現存している。正規職員の人事記録は永久保存であるが、申立人の記録は無かった。共済年金の加入記録も無かった。」と回答している。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 5 月 31 日から 26 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 24 年 3 月 1 日から 2 年半ほどの間、A 社で継続して勤務していたが、年金記録によると、入社当初の 24 年 3 月から同年 5 月 31 日までの 2 か月しか厚生年金保険の加入記録が無い。

入社当初に 2 か月の現場研修及び半月ほどの出張があり、その後半年程度の社内勤務を経て、翌年の昭和 25 年 2 月又は同年 3 月には、B 県へ出張した記憶がある。また、出張には健康保険証を常に携帯していた記憶もある。給与から厚生年金保険料も控除されていたはずであるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な証言の内容や業務の性質等から判断すると、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、入社した翌年の昭和 25 年 2 月又は同年 3 月に B 県に出張した際、元同僚が応援に来てくれた記憶があるとしているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該元同僚は 24 年 7 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している。このため、同社における在籍期間と厚生年金保険の加入期間が一致していたとすると、元同僚は 25 年 2 月には同社に在籍していなかったこととなり、申立人の記憶が誤っていることとなる。反対に、申立人の記憶が正しく、元同僚が 25 年 2 月又は同年 3 月に B 県に出張していたとすると、元同僚は、同社に在籍中であるにもかかわらず厚生年金保険被保険者資格を喪失していることとなる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている 385 人のうち 202 人 (52%) が、厚生年金保険被保険者資格の取得後 6 か月以内に同

資格を喪失していることが確認でき、同社では頻繁に従業員が厚生年金保険被保険者資格を喪失していたことがうかがわれる。

さらに、元従業員の一部が、退職後もA社の健康保険証を返戻することなく引き続き所持していたと証言していることから、申立人が健康保険証を所持していたとする期間において、必ずしも申立人に厚生年金保険被保険者資格があったとは認められない。

加えて、上記の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日並びにその他の記録に不自然な点はなく、申立期間に係る申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、調査した元従業員（住所が確認できた7人）についても、申立期間当時の上記関連資料を所持しておらず、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月16日から41年7月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたのに、年金記録に5年間ほど空白がある。給料から保険料を控除されているのに空白期間があるのはおかしいと思うので、年金記録について詳しく調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間に、A社(現在は、B社)のC職の作業班に監督として在籍していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、申立人に係る申立期間当時の詳細な状況は不明であるとしている上、同社から提出された申立人に係る従業員名簿によると、申立人が、昭和32年1月11日と41年7月1日にそれぞれ別の整理番号で厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の記載が確認できることから、申立期間当時、事業主により、現在のオンライン記録どおりの被保険者資格喪失届及び同取得届の手続が行われたことが推認できる。

また、元同僚の一人は、「申立期間のA社のC職は、厚生年金保険に加入した者の作業班(社員)と、加入しない者の作業班(日雇い者)に分かれており、申立人は厚生年金保険に加入しない者の作業班(日雇い者)の監督として勤務していた。申立人も、私も、昭和41年7月1日以前から同社に在籍し、当該作業班(日雇い者)で勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは41年7月1日である。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が申立てに係る事業所において再度厚生年金保険の被保険者資格を取得した日(昭和41年7月1日)に、当該

事業所において75人が同資格を取得していることが確認できるところ、別の元同僚の一人は、「同日にD港においても港湾労働法が完全施行され、厚生年金保険への加入が必要となり、加入していないC職の作業班（日雇い者）の全員が加入することになった。」と証言していることから、申立人もそれに伴って、同日に厚生年金保険に加入したものと考えられる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票においても、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無く、記録に不自然な点は見当たらない上、公共職業安定所は、申立期間に申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 15 年 1 月 21 日まで

私は、昭和 58 年に A 社 (後の B 社) に入社し、営業の仕事についていた。給与は固定給と歩合給の合計だったため、毎月の給与額の変動が大きかった。当初は、会社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、国民年金に加入していたが、平成 8 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。その後、同社が倒産するまで勤めたが、申立期間について、実際に受け取っていた給与額に対し、標準報酬月額が低く記録されているのは納得できないので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成 8 年 6 月 1 日に B 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、また、標準報酬月額は、同年 6 月から 12 年 12 月までは 24 万円、13 年 1 月から 14 年 12 月までは 15 万円となっているが、申立人は、当該記録が、申立期間当時に実際に受け取っていた給与額に比べて低いと申し立てている。

しかし、B 社の元事業主は、「申立人の雇用形態は歩合制の営業職であったが、経験と実績等の条件で、歩合給とは別に一定の固定給を支給していた。申立人の了承のもと、その固定給部分について厚生年金保険に加入させていた。」としている。

また、申立期間当時の B 社の元従業員の一人は、「自分も申立人と同じ歩合給の営業職で、入社後しばらくは国民年金に入っていたが、厚生年金保険被保険者資格を取得したところから、給与が少しの固定給に成績に応じた歩合給を加えた額となり、固定給部分について保険料を控除されていたと思う。従業員のほとんどが営業職で、厚生年金保険については全員同じ加入形態であったと思

う。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、B社で平成5年5月1日から9年7月1日までの間に被保険者資格を取得した元従業員5人(営業職担当者4人及び事務担当者1人)の申立期間当時の標準報酬月額は、22万円から30万円であり、特に13年1月1日から15年1月21日(同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日)までの間については、当該期間において被保険者であった4人全員(事業主を含む。)の標準報酬月額が15万円となっており、申立人の標準報酬月額のみが元同僚と異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録においても、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は無く、記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 6 日から同年 6 月 6 日まで  
② 昭和 39 年 8 月 21 日から 41 年 8 月 20 日まで

昭和 38 年 3 月 29 日に結婚退職した A 社で掛けた厚生年金保険は、脱退手当金を受け取った記憶がある。その後、B 社及び C 社に再就職したが、脱退手当金をもらっていない。調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間前の A 社における勤務期間分と合算して昭和 42 年 12 月 22 日に支給されている上、申立期間と A 社における勤務期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 42 年に脱退手当金を支給したことを意味する「42 脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が脱退手当金の受給を認めている A 社における勤務期間と申立期間は、オンライン記録上、同一の厚生年金保険の記号番号で管理されており、申立人が認めている A 社における勤務期間のみについて脱退手当金を受給していたこととはうかがえないことから、申立期間分も併せて受給したと考えるのが自然である。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。